

用語説明

1. 用語の定義

用 語	定 義				
加害者	事故を起こした自車両（保険契約車両）の運転者を指し、本書では、保険契約車両側の過失がわずかであっても、自賠償保険金や対人賠償保険金の支払が発生した場合には加害者という扱いになっています。				
被害者	事故によって死亡、後遺障害、傷害を被った者。歩行者（自転車乗用中を含む）、相手車両の運転者、自車両・相手車両の同乗者など。過失の程度が加害者側より多くても損害賠償を受けた者は被害者という扱いになっています。 （注）自車両（保険契約車両）の運転者は対象外（運転者以外の第三者に対する賠償のデータのため）となります。				
被害者状態	被害者を歩行者（自転車乗用中を含む）、自車同乗者、相手車運転者、相手車同乗者、その他に区分。				
事故種別	被害者を死亡、後遺障害、傷害の3種に区分。				
受傷部位	被害者が事故により受傷した傷害部位。 本書では、1被害者に複数の受傷部位がある場合、そのうち重い方の傷害の1つに絞って集計を行っています。				
運転者	物損事故の場合、本書においては加害者・被害者の区分をせずに、事故車両の運転者を「運転者」と総称しています。				
損害物数	事故によって損傷を受けた車両（自車両、相手車両）および構築物等（家屋、ガードレール等）の数で、事故の件数とイコールではありません。 例えば、1件の事故により、自車両、相手車両の2台の車両と1軒の家屋が損害を受け、自車両の損害については車両保険から、相手車両と家屋の損害については対物賠償保険からそれぞれ保険金が支払われた場合、損害物数は3件とカウントされます。				
損失額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">人身損失額</td> <td>被害者の治療関係費、慰謝料、休業損害、逸失利益等の合計。 （過失等による減額を考慮する前の損害認定実額で、保険金の支払額とは必ずしも一致しません）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">物的損失額</td> <td>車両（自車両、相手車両）、家屋、ガードレール等の損傷復旧費用等の合計。 （過失等による減額を考慮する前の損害認定実額で、保険金の支払額とは必ずしも一致しません）</td> </tr> </table>	人身損失額	被害者の治療関係費、慰謝料、休業損害、逸失利益等の合計。 （過失等による減額を考慮する前の損害認定実額で、保険金の支払額とは必ずしも一致しません）	物的損失額	車両（自車両、相手車両）、家屋、ガードレール等の損傷復旧費用等の合計。 （過失等による減額を考慮する前の損害認定実額で、保険金の支払額とは必ずしも一致しません）
人身損失額	被害者の治療関係費、慰謝料、休業損害、逸失利益等の合計。 （過失等による減額を考慮する前の損害認定実額で、保険金の支払額とは必ずしも一致しません）				
物的損失額	車両（自車両、相手車両）、家屋、ガードレール等の損傷復旧費用等の合計。 （過失等による減額を考慮する前の損害認定実額で、保険金の支払額とは必ずしも一致しません）				
死亡率	被害者（死亡者、後遺障害者、傷害者の合計）中の死亡者の割合。 （＝死亡者数÷被害者数）				
後遺障害率	被害者（死亡者、後遺障害者、傷害者の合計）中の後遺障害者の割合。 （＝後遺障害者数÷被害者数）				
平均人身損失額	被害者1人当たりの人身損失額の平均値。（＝人身損失額÷被害者数）				
平均物的損失額	損害物1件当たりの物的損失額の平均値。（＝物的損失額÷損害物数）				
平均治療関係費	被害者1人当たりの治療費の平均値。 （＝治療費÷被害者数 人身損失額中の治療関係費のみを抽出）				
平均治療期間	被害者1人当たりの診療期間（初診から診療終了までの期間）の平均値。 （注）診療実日数（診療期間中に実際に診療を受けた日）ではありません。				
事故類型	人身事故と物損事故とは若干事故類型が異なります。詳細は「4. 人身事故と物損事故の事故類型の相違」を参照。				

用途・車種	人身事故と物損事故とは若干用途・車種が異なります。詳細は「5. 用途・車種区分について」を参照。
車両保有台数	原付、小型特殊自動車を含む、全保有台数。国土交通省「自動車保有車両数（平成21年3月末現在）」資料によります。
走行距離	自動車が走った距離の合計。国土交通省「自動車輸送統計年報（平成20年度分）」によります。

2. 人身事故と物損事故の事故類型の相違

自動車保険データにおいては、人身事故と物損事故の事故類型は若干異なるので、参考までに下表にその違いを整理しました。

人身事故		物損事故	
人対車両		人対車両	
車両相互事故	正面衝突 側面衝突 出会頭衝突 接触 追突 その他	車両相互事故	正面衝突 側面衝突 追突 後退時衝突 その他
車両単独事故	転倒 道路外逸脱 衝突 その他	車両単独事故	構築物衝突 横転・転落

3. 用途・車種区分について

1) 人身事故の用途・車種区分

用途・車種	大きさ、排気量、ナンバーの分類番号等
自家用乗用自動車	軽四輪自動車の規格を超えるもの。
営業用乗用車	ハイヤー、タクシー。
普通貨物自動車	小型貨物自動車の規格を超えるもの。通常1ナンバー。
小型貨物自動車	軽四輪自動車の規格を超え、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、排気量2,000cc以下。通常4ナンバー。
軽四輪自動車	660cc以下のもの。長さ3.30m以下、幅1.40m以下、高さ2.00m以下のもの。 (新規格では長さ3.4m以下、幅1.48m以下、高さ2.0m以下)
バス	乗車定員が11名以上。
小型二輪車	オートバイ。125ccを超えるもの。(国土交通省の規格では250ccを超えるものだが、本書の集計では125cc超～250cc以下を含む)
原動機付自転車	バイク。125cc以下の二輪車等。
その他	大型特殊自動車、小型特殊自動車、緊急自動車、商品自動車、特種用途自動車など。

2) 物損事故の用途・車種区分

用途・車種	ナンバーの分類番号、塗色等
自家用普通乗用車	3ナンバー。白地に緑文字。
自家用小型乗用車	5ナンバー、7ナンバー。白地に緑文字。
軽四輪乗用車	軽の5ナンバー（8ナンバー）。黄地に黒文字（白地に緑文字）。
二輪自動車	オートバイ。排気量が125cc超。
原動機付自転車	バイク。排気量が125cc以下。
自家用普通貨物車	1ナンバー。白地に緑文字。
自家用小型貨物車	4ナンバー。白地に緑文字。
営業用普通貨物車	1ナンバー。緑地に白文字。
営業用小型貨物車	4ナンバー。緑地に白文字。
軽四輪貨物車	軽の4ナンバー（6ナンバー）。黄地に黒文字。黒地に黄文字。
営業用乗用車	ハイヤー、タクシー。3ナンバー、5ナンバー、7ナンバー。緑地に白文字。
自家用バス	乗車定員が11名以上。2ナンバー、5ナンバー、7ナンバー。白地に緑文字。
営業用バス	乗車定員が11名以上。2ナンバー、5ナンバー、7ナンバー。緑地に白文字。
特種・特殊車	乗用、貨物運送用、工作用以外の特別な用途に使用される特種用途自動車や、土木、建設、農耕等に使用される工作車など。

注) 説明を簡略化するため、略称、通称等を用いています。